

ジェトロ対日投資報告

JETRO Invest Japan Report

2022



第3章 最近の政府施策

第3章では、2022年6月に発表された課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現するための「新しい資本主義」の起動を目指す政府方針「経済財政運営と改革の基本方針2022」を俯瞰しつつ、半導体分野や5G分野などの導入・投資促進のための日本政府の支援策や「デジタル田園都市国家構想」を紹介する。また、外国人投資家・ビジネスマンを念頭においた近年の生活環境の改善への取り組みも取り上げる。

第1節 経済財政運営と改革の基本方針2022



新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題など、我が国を取り巻く環境に構造変化が生じているとともに、国内においては、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。

こうした中、この難局を単に乗り越えるだけでなく、社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉としていくことが必要とされており、官民が協働して重点的な投資と規制・制度改革を中長期的かつ計画的に実施することにより、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を起動することが求められている。このような背景をもとに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」が2022年6月7日に閣議決定された。

同方針では、「人への投資」を始め、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野についての官民連携投資の基本方針を示している。

特に、「人への投資」は、「新しい資本主義」に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資ともなり、民間投資を喚起しての生産性向上による収益・所得増加と併せることにより、自律的な経済成長の実現が期待される。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」で示された5つの重点投資分野の概要を図表3-1に示す。これらの重点分野では、「人への投資」を強化する3年間で4,000億円規模の施策パッケージ、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」、「スタートアップ育成5か年計画」、「クリーンエネルギー戦略」、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」などをもとに必要な制度改革などを行い、官民連携の下、中長期的・計画的に推進する。

図表3-1 新しい資本主義に向けた重点投資分野

No.	重点投資分野	概要	計画
1	人への投資と分配	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的資本への投資 ・ 多様な働き方の推進 ・ 質の高い教育の実現 ・ 賃上げ・最低賃金の引上げ ・ 資産所得倍増プラン 	「人への投資」を強化する3年間で4,000億円規模の施策パッケージ
2	科学技術・イノベーションへの投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発投資を増加する企業に対するインセンティブ付与 ・ 量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野へ官民連携による投資拡充や宇宙・海洋分野の取組の強化 ・ イノベーション創出拠点である大学での産学官連携など戦略的経営の抜本強化 ・ 若手人材に対する支援の強力推進 	第6期科学技術・イノベーション基本計画
3	スタートアップへの投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年で10倍増を視野にしたスタートアップ育成5か年計画の策定 ・ IPOプロセスの見直し、ストックオプションなどの環境整備 ・ 起業を支える人材の育成や確保、研究者と経営人材等のマッチングの支援 ・ オープンイノベーションの活性化や公共調達の活用推進 	スタートアップ育成5か年計画
4	グリーントランスフォーメーション(GX)への投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後10年間における150兆円超の投資実現のための「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化 ・ トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用 ・ 「GX実行会議」の設置 ・ 脱炭素投資を後押しする重点的な環境整備(蓄電池、車両購入支援、インフラ整備、水素・アンモニア、CCUS/カーボンリサイクル、革新原子力、核融合等) ・ グリーンボンドなどの環境関連商品を取り引きするグリーン国際金融センターの実現 	クリーンエネルギー戦略
5	デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル改革・規制改革・行政改革の一体的推進 ・ 法人設立時の手続き迅速化、費用軽減を含む規制改革の推進 ・ 自動運転車や空飛ぶクルマ、物流・人流分野のDX・標準化、MaaS推進やテクノロジーマップの整備 ・ 医療・介護、教育、インフラ、防災に係るデータ・プラットフォームの早期整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル田園都市国家インフラ整備計画 ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画

〔出所〕「経済財政運営と改革の基本方針2022」より作成

第2節 改正5G促進法



デジタル化の基幹製品である半導体は、世界的なデジタル化対応の進展に伴い重要性が再認識されている。自動車や医療機器などあらゆる産業での活用が進むなか、世界的に需給状況がひっ迫するなど半導体の確保は経済安全保障上の観点から重要である。日本国内における半導体の安定的な生産体制の構築を目指すべく、半導体関連の設備投資を支援する関連法改正案が2021年12月に成立、2022年3月に施行された。

具体的には、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(5G促進法)と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(NEDO法)の一部を改正するもので、改正5G促進法により国内における高性能半導体生産設備の整備に関して計画認定制度を創設し(図表3-2)、改正NEDO法により認定された場合は助成金を交付する。

図表3-2 高性能半導体生産設備などの認定制度と支援措置

支援対象	<p>特定半導体※1等について、生産施設の整備及び生産を行う計画を認定。</p> <p>※1 5G 情報通信システムに不可欠な大量の情報を高速度での処理を可能とするもので、国際的に生産能力が限られている等の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類・性能を有するもの。</p>
認定基準	<p>(a) 指針への適合性、事業実施の確実性</p> <p>(b) 一定期間以上継続的な生産</p> <p>(c) 国内での安定的な生産に資する取組を行うもの (需給ひっ迫時の増産、生産能力強化のための投資及び研究開発等)</p> <p>(d) 技術上の情報管理のための体制整備</p>
支援措置	<p>認定導入計画にかかる事業を対象にした以下の支援措置の実施が一定条件のもと可能に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業のための融資を行う金融機関を対象とした日本政策金融公庫による融資(支援金融機関の支援) 2. 事業実施のために設立した株式会社の発行株式の中小企業投資育成株式会社※2による引き受け(資金調達の支援) <p>※2 成長志向のベンチャー企業、中小企業・中堅企業に長期安定資金を提供し、自己資本の充実とともに経営の安定化や企業成長を支援する国の政策実施機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 中小企業者を対象に、事業高度化のための資金の融資にあたって一定の保証が付与される中小企業信用保険法の特例の適用(融資にかかる保証面での支援) 4. 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による認定事業者に対する助成金※3、認定事業者に貸し付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給 <p>※第3章第3節参照</p>

(出所) 経済産業省ウェブサイトより作成

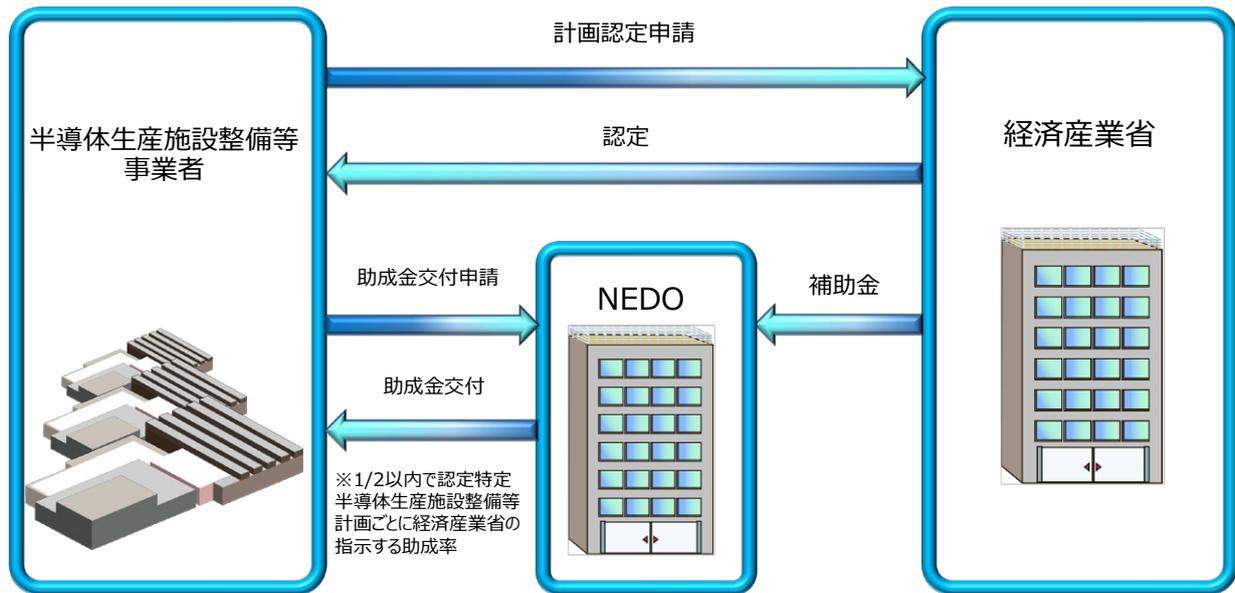
第3節 改正NEDO法



先述の通り、政府は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法を改正(改正NEDO法)し、NEDOが認定計画に沿って実施される高性能半導体などの生産設備の整備に対して助成金を交付するための基金を設置した(図表3-3)。

経済産業大臣が認定した特定半導体の生産施設整備に対して、NEDOに置かれた6,170億円の基金を活用して助成金を交付する。事業者は、経済産業省に対して計画認定申請をし、認定された場合は、土木・建築工事費や機械装置等製作・購入費など、生産施設整備と認められる経費について、助成率1/2以内(認定特定半導体生産施設整備等計画ごとに経済産業省の指示する助成率)で助成を受けることができる。2022年5月より交付申請を開始している。

図表3-3 特定半導体基金事業の実施方式



(出所) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)ウェブサイトより作成

第4節 5G導入促進税制の見直し・延長



日本でも利用が開始された次世代ネットワーク規格である5Gは、自動配送や工場のスマート化など地域の社会課題解決に資するICTインフラとして注目される。2020年の通常国会における所得税法などの一部を改正する法律案の成立により、5G導入促進税制が導入された。5G導入促進税制は5Gネットワーク拡充を後押しするため、認定された導入計画に従って導入される全国・ローカル5Gの一定の設備投資について、投資額に応じた税額控除あるいは投資設備の特別償却適用の税制優遇措置を設ける。

2022年度の税制改正では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、適用期限を3年間延長し、税額控除率を階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進する。対象事業者、税額控除率などは図表3-4の通りである。

【適用期限】2025年3月31日まで

図表3-4 5G導入促進税制の概要

対象事業者	税額控除			特別償却
	地域	年	控除割合	
全国5G導入事業者	条件不利地域 (過疎地域等)	FY2022	15%	30%
		FY2023	9%	
		FY2024	3%	
	その他地域	FY2022	9%	
		FY2023	5%	
		FY2024	3%	
ローカル5G導入事業者	地域区分なし	FY2022	15%	30%
		FY2023	9%	
		FY2024	3%	

※控除額は当期法人税額の20%を上限

対象設備



1. 全国5Gシステム

- ・基地局の無線設備(屋外に設置する親局・子局)
※マルチベンダー化・SA(スタンドアロン)化したものに限る。その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る(令和5年度末まで)。

2. ローカル5Gシステム

- ・基地局の無線設備
- ・交換設備
- ・伝送路設備(光ファイバを用いたもの)
- ・通信モジュール
※先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限る。

(出所) 経済産業省、総務省ニュースリリースから作成

第5節 デジタル田園都市国家構想



「デジタル田園都市国家構想」(URL:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/index.html)は、デジタルの力を活用して大都市への一極集中から地方・地域への多極集中に転換し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す取組で、地方・地域での社会課題として挙げられる産業の空洞化や高齢化・過疎化等の解決を図る。本構想実現に向けて、2021年11月に「デジタル田園都市国家構想実現会議」が発足。2022年6月の第8回会議では、「デジタル田園都市国家構想基本方針」について議論、同月、閣議決定された。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」では(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2)ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3)デジタル人材の育成・確保、(4)誰一人取り残されないための取組を4本柱として本構想の実現を目指すとしており、これらの取組を推進するため、KPI(Key Performance Indicator)を設定している。(図表3-5)

具体的には、「転職なき移住」を実現するため、地方でのテレワーク推進のためのサテライトオフィス等への施設整備の支援や光ファイバ、5G、データセンターや海底ケーブル等の通信インフラの整備を推進する。また、地方・地域での社会課題解決に必要なデジタル推進人材の育成・確保のため、デジタル分野の高度外国人材を含め、各地域に定着できるように支援する。

図表3-5 「デジタル田園都市国家構想」におけるKPIの概要

構想実現に向けた取組方針	KPI(Key Performance Indicator)
デジタルを活用した地方の社会課題解決	地方公共団体1000団体が2024年度末までにデジタル実装に取り組む 2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置 地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開
デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備	光ファイバの世帯カバー率について、2027年度末までに世帯カバー率99.9%とすることを目指す 5Gの人口カバー率について、2023年度末に全国95%、2025年度末までに全国97%、2030年度末まで全国99%とすることを目指す 全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備する 日本を周回する海底ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成させる
デジタル人材の育成・確保	2026年度末までに、デジタル推進人材230万人育成を目指す
誰一人取り残されないための取組	デジタル推進委員の取組を2022年度に全国2万人以上でスタート

(出所) 内閣官房、内閣府資料から作成

[コラム] 外国人投資家・ビジネスマンを念頭においた生活環境の改善への取り組み

政府の取り組み

2014年4月	対日直接投資を推進するため、投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担うとともに、外国企業経営者等から直接意見を聴取し、必要な制度改革等の実現に向けた関係大臣や関係会議の取組に資することを目的として、対日直接投資推進会議が開催決定。
2016年5月	同会議にて「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」をとりまとめ。外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化について検討し、関係府省庁等と調整することを目的とした規制・行政手続見直しワーキング・グループの開催が決定（2017年4月とりまとめ発表）。

医療体制

2016年5月 同パッケージで、2017年3月までに外国人患者の受入体制が整備された医療機関を全国に40カ所程度へ拡大することを明示。



都道府県が選定する拠点的な医療機関を中心に、医療通訳等の配置支援、電話医療通訳の利用促進等を通じて、外国人患者受入れ環境の整備促進。

（多言語化対応カバー医療圏は2021年9月時点で95.8%）（注）



2021年6月 **対日直接投資促進戦略**にて、外国人が利用しやすい医療環境の整備を図り、2026年3月までに多言語での対応が可能な病院数を1,000カ所以上とする目標を明示。

（注） 2次医療圏ベース。335医療圏のうち、321医療圏で対応。厚生労働省「令和3年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」より。

子女教育

2016年5月 同パッケージで、外国人児童生徒に対する教育支援を進めることを明示。



帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施。日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を必須事項とするなど、取組を促進。

（日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は76.9%（2016年）から90.9%（2021年）に拡大）（注）



2021年6月 **対日直接投資促進戦略**にて、2023年3月までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにするなど、外国人児童生徒の教育環境を改善する目標を策定。

（注） 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」より。

在留資格

- 2017年4月 同ワーキング・グループの議論を踏まえ、高度外国人材に係る永住許可申請に要する在留期間を大幅に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設。また高度人材ポイント制の要件を見直し（評価項目の追加等）。
- ▼
- 2018年12月 認定された地方自治体の「外国人起業活動管理支援計画」に基づく管理・支援などを受ける外国人起業家は、最長で1年間、起業準備活動のために在留することが可能に。14の地方自治体が認定（注）。
- ▼
- 2021年7月 後述の「世界における国際金融センターの実現」の取り組みとして、在留中に投資運用業等の登録を受けた場合等について、「短期滞在」の在留資格から直接「高度専門職」、「経営・管理」等への変更が可能に。金融人材を対象とした高度人材ポイント制の優遇措置の拡充。家事使用人の雇用要件の緩和等。

（注） 2022年7月時点。なおこれ以外に2015年7月より実施されている「外国人創業人材受入促進事業」では、6カ月の創業活動のための在留が認められる。10自治体が活用。

法令等の外国語訳拡充

- 2015年3月 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づき小売店・外食・道路・公共交通機関の多言語化を推進。
- ▼
- 2016年5月 「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」で2021年3月までに、新たに500以上の法令の外国語訳の公開を目指すとする目標が設定。
- ▼
- ～2021年3月 503法令（注）の外国語訳（改正対応を含む）を公開。累計公開法令数は800近くに。
- ▼
- 2021年6月 **対日直接投資促進戦略**で、2026年3月までに少なくとも新たに600本の法令英訳等を公開。これに加え、翻訳技術の進歩等に応じ、更に400本（合計1,000本）の法令外国語訳の公開を目指すとする目標が決定。
（※）2021年1月開催の「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」では重点分野の一つとして、**居住外国人に関わる分野**が挙げられている。

（注） 2021年3月5日時点。

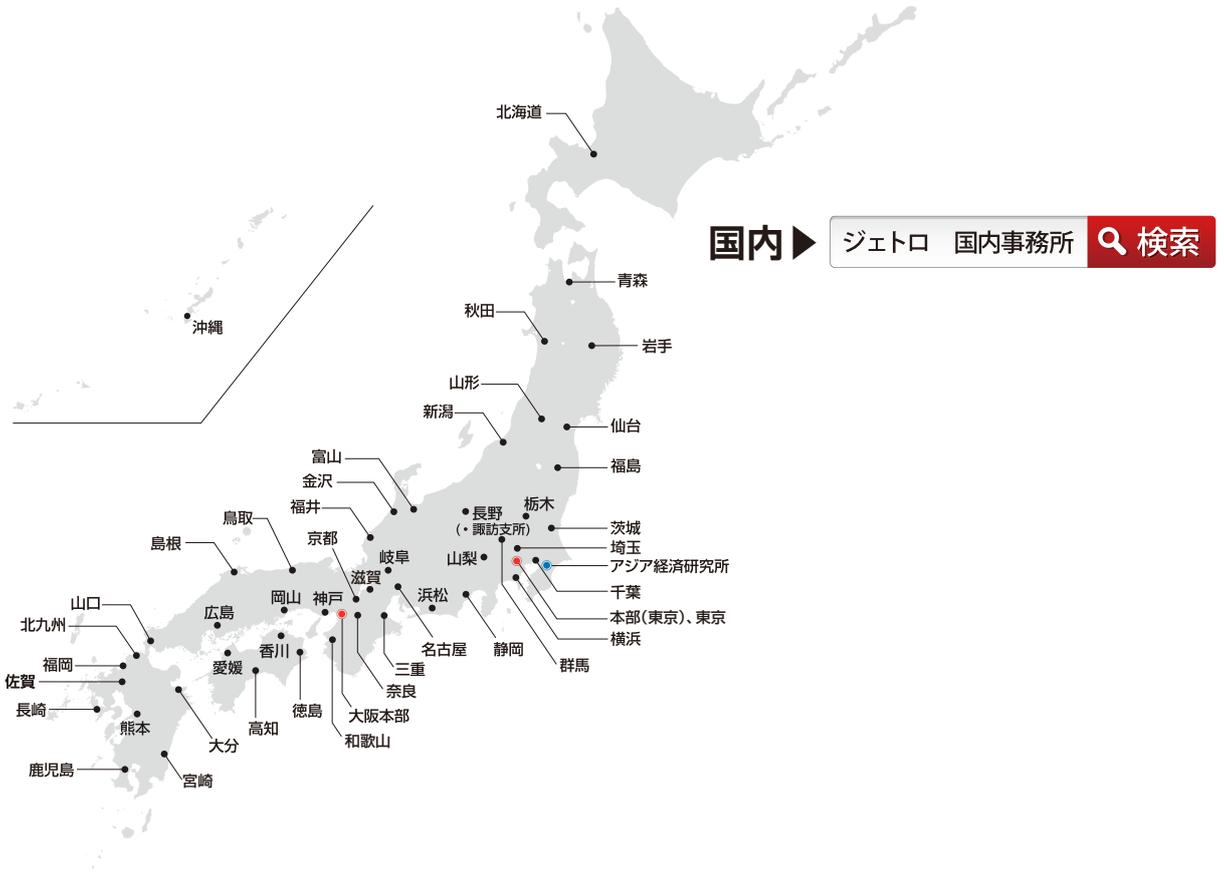
税制

2020年12月に閣議決定した「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に「世界に開かれた国際金融センターの実現」を盛り込んだ。

世界に開かれた国際金融センターの実現

2021年4月	相続税について、これまで10年を超えて国内に居住していた場合、全世界財産が課税対象であったところ、勤労等のために日本に居住する外国人については居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象外に。
2021年4月	ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンドから運用成果に応じその出資割合を超えて受け取る利益の分配（キャリドインタレスト）について、利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として分離課税（一律20%）の対象となることを明確化。
2021年11月	役員の業績連動報酬については、これまで非上場会社については損金算入不可だったところ、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法を金融庁のウェブサイトへ掲載する等の場合には、損金算入を認める。

[世界に広がるジェトロ・ネットワーク]



JETRO

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

対日投資部 対日投資課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5571

www.jetro.go.jp/invest/